

令和4年度監査結果について

I 実地監査結果

II 書類監査結果

(参考)令和5年度監査計画

令和5年6月14日



監 査 部

I 実地監査結果について

1. 概要

- 令和4年度の実地監査は、103会員（前年86会員）に実施しました。内訳は一般監査80会員（前年80会員）、特別監査23会員（同6会員）でした。
業態別では消費者向けが66会員（構成比64.1%）、事業者向けが37会員（同35.9%）でした。
- 監査の結果、指摘があった会員は22会員（前年21会員）で、その割合は21.4%（同24.4%）でした。
指摘件数の合計は38件（同36件）で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.4件（同0.4件）、指摘があった1会員あたりの指摘件数は1.7件（同1.7件）でした。
- 指摘事項は、「契約締結前・契約締結時書面関係（貸金業法第16条の2及び第17条）」及び「返済能力の調査（同13条）」が多く、指導事項では、「マネロン・テロ資金供与対策（特定事業者作成書面等の作成）」、「ホームページの記載事項」、「反社会的勢力に対する態勢」及び「届出事項」に関するものが多く見受けられました。
- 103会員に実施した実地監査のうち、18、19歳の若年者に貸付けを行う予定の21会員について社内規則策定ガイドライン（過剰貸付けの防止）の遵守状況を確認した結果、指摘があった協会員はありませんでした。

2. 監査結果

(1) 実施会員数等

実施会員数 (A)	103 会員	指摘有会員の発生率 (B/A)	21.4%
指摘有の会員数 (B)	22 会員		

(2) 指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項	
一般監査	貸金業法	20件	3件	17件	/	
	自主規制関連	0件	0件	0件		
	その他法令	2件	0件	2件		
80会員	小計	指摘件数	22件	3件	19件	212件
特別監査	貸金業法	14件	6件	8件	/	
	自主規制関連	2件	0件	2件		
	その他法令	0件	0件	0件		
23会員	小計	指摘件数	16件	6件	10件	54件
合計		指摘件数 (C)	38件	9件	29件	266件
指摘有の会員数 * (D)			22 会員	5 会員	21 会員	97 会員
実施した1会員当たりの指摘件数 (C/A)			0.4 件	0.1 件	0.3 件	2.6 件
指摘有の1会員当たりの指摘件数 (C/D)			1.7 件	1.8 件	1.4 件	2.7 件

*「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した会員が4会員あるため、合計数は一致しません。

・特別監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検を行うものをいう。

・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

《 参 考 》実地監査結果推移

実施年度（和暦）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
実施会員数 (A)	105	123	119	131	119	101	101	53	86	103	
監査結果 (1)	指摘有会員数 (会員) (B)	43	48	53	72	36	33	26	19	21	22
	指摘有会員の割合 (B/A)	41.0%	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	35.8%	24.4%	21.4%
監査結果 (2)	指摘件数 (件) (C)	85	88	117	140	64	58	56	34	36	38
	実施した1会員あたり指摘件数 (件) (C/A)	0.8	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4
	指摘有1会員あたりの指摘件数 (件) (C/B)	2.0	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7	1.7

(3) 指摘事項の内容（法令等違反事項 及び 改善事項） 《3か年比較》

法令等	概 要	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金8条	変更の届出	—	—	—	—	1	1
貸金12条の4	証明書の携帯等	—	—	—	—	—	—
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	1	2	2	4	2	5
貸金13条	返済能力の調査	2	2	1	2	1	1
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	2	—	—	1	—	1
貸金16条	誇大広告の禁止等	—	—	—	—	—	—
貸金16条の2	契約締結前の書面の交付	1	2	2	8	2	3
貸金17条	契約締結時の書面の交付	2	15	2	8	2	10
貸金18条	受取証書の交付	—	—	—	1	—	1
貸金19条	帳簿の備付け	1	1	—	2	—	—
貸金20条	特定公正証書に係る制限	—	—	—	—	—	1
貸金21条	取立て行為の規制	—	1	—	1	—	2
貸金22条	債権証書の返還	—	—	—	—	—	—
貸金23条	標識の掲示	—	—	—	—	—	—
貸金24条	債権譲渡等の規制	—	—	—	—	—	—
貸金24条の6の2	開始等の届出	—	—	—	—	—	—
貸金41条の35	個人信用情報の提供	—	—	—	—	—	—
貸金41条の36	指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等	—	2	—	—	—	—
貸 金 業 法 計 (A)		9	25	7	27	8	25
自主11条	社内態勢整備	—	—	—	—	—	—
自主22条	返済能力の調査-借入れ意思の確認	—	2	—	—	—	—
自主32条	返済能力の確認	—	—	—	2	—	—
自 主 規 制 基 本 規 則 計 (B)		—	2	—	2	—	—
犯収6条	確認記録の作成義務等	—	2	—	—	—	1
そ の 他 法 令 計 (C)		—	2	—	—	—	1
総 計 (A+B+C)		9	29	7	29	8	26

貸 金 : 貸金業法

自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(4) 指導事項の内容 《3か年比較》

概 要	令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度
1.ホームページの記載事項 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等) ・ ホームページのアドレスが登録申請の内容と相違している。 ・ 協会番号の表示が協会推奨方式と相違している。 等	50	49	28
2.反社会的勢力に対する態勢 ・ 反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・ 反社情報データベースが構築されていない。 ・ 特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。 等	37	30	22
3.社内規則の策定 ・ 法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 等	16	29	22
4.届出事項 ・ 登録内容の変更に係る届出書が提出されていない。 ・ 立入検査に係る届出書が提出されていない。 等	30	19	15
5.貸付条件表の掲示内容 ・ 貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・ 担保に関し、保証人についての記載がない。 等	13	4	3
6.研修(周知徹底) ・ 実施記録を作成・保存していない。 等	16	14	15
7.取引時確認記録 ・ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・ 法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。 等	4	6	9
8.内部監査 ・ 内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	11	15	6
9.業務検証 ・ 業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	4	8	6
10.個人情報の安全管理措置 ・ 個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。 ・ 借入申込書に家族の氏名・生年月日・勤務先を記入させているが、家族の同意を得てない。 ・ 個人情報の取得の同意書面の同意項目が不足している。 等	8	2	5
11.マネロン・テロ資金供与対策 ・ 特定事業者作成書面等を作成していない。 等	54	46	19
12.個人情報保護宣言の公表 ・ 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。 等	1	4	2
13.借入れの意思の確認 ・ 借入申込書の記載項目が不足している。 等	—	2	—
14.従業者名簿 ・ 従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。 等	—	1	2
15.指定紛争解決機関の名称の公表 ・ 指定紛争解決機関の名称を公表していない。	4	7	1
16.貸金業者登録票 ・ 登録有効期間の表示に誤りがある。 等	—	—	1
17.加入指定信用情報機関の名称の公表 ・ 加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	3	5	1
18.帳簿の備付け ・ 交渉経過の記載項目が不足している。 等	7	4	1
19.その他 ・ 交渉経過の記録に軽微な不備がある。 ・ 債権回収を外部委託しているが、委託先の行った交渉の記録を自社に備え付けていない。 ・ 催告書面に軽微な不備がある。 ・ 代理店管理に不備がある。 等	8	6	2
総 計	266	251	160

3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

(1)法令等遵守態勢

- ・当会員は貸金業務取扱主任者が責任者となり、新着情報配信メールサービスを確認のうえJFSA ニュース等の協会情報を活用して社内規則等の見直しを行うなど態勢整備に努めている。
(事業者向貸金業者 貸金業務従事者5名未満)

(2)業務検証

- ・当会員は自社の監査計画に基づき毎年4月と10月の年2回内部監査を実施し、結果を取締役に報告している。この内、10月の内部監査は協会の定期書類監査を活用して自社業務に関連する項目について点検を実施しており、適正な業務運営の確保に努めている。
(事業者向貸金業者 貸金業務従事者20名未満)

(3)資金需要者保護

- ・当会員は18、19歳の若年者への契約にあたり、協会の「金融トラブル防止のためのQ&ABOOK」のほか、独自に作成した金融リテラシーに関するリーフレットを基に説明することとしており、金融トラブルの未然防止に努めている。
(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者5名未満)

(4)社員教育等

- ・当会員は会員向けサービス「どこでもJFSAスタディ」を貸金業務に携わる社員全員に受講させている。受講状況及び理解度テストの結果を内部管理責任者がチェックし、理解度テストを合格するまで指導を継続しており、教育ツールとして活用している。
(事業者向貸金業者 貸金業務従事者20名未満)
- ・当会員は全職員を対象とした貸金業務に関する社内研修を年2回実施している。講師は貸金業務取扱主任者の有資格者が交代で行い、研修後には理解度テストとアンケート調査を行うなど法令等遵守意識の向上に努めている。
(クレジットカード会社 貸金業務従事者50名未満)

Ⅱ 書類監査結果について

1. 概要

- 令和4年度の定期書類監査は、令和5年度中に貸金業者登録有効期間の満了日を迎える292会員(1会員あたり3年に1回の頻度)を対象に実施しました。
- また、協会加入から概ね6か月を経過した43会員に対し基本的な態勢整備を確認する書類監査と、1会員に対しシステムリスク管理態勢を確認する書類監査を実施しました。(個別書類監査)
- 定期書類監査で指摘事項があったのは、8会員で指摘件数は9件でした。また、個別書類監査で指摘事項があったのは、7会員で指摘事項は17件でした。
- 主な指摘事項は、「法令改正に伴う社内規則の見直しが未対応」、「反社情報を一元管理したデータベースの未整備」等でした。

2. 監査結果

(1) 定期書類監査

① 提出状況

協会員区分	会員数
対象会員*	292 会員
廃業(予定含む)、退会等	▲ 4 会員
提出数(評価対象)	288 会員

* 対象会員・・・貸金業者登録満了日が令和5年4月1日から翌年3月31日に到来する会員

(令和3年10月以降に加入した会員及び令和4年度に実地監査を実施した会員を除く)

② 点検結果

評価	会員数	割合	指摘件数
指摘事項のある会員	8 会員	2.8 %	9 件
指摘事項のない会員	280 会員	97.2 %	-
合計	288 会員	100.0 %	9 件

(2) 個別書類監査

- 個別書類監査とは、新規加入会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な会員に対して行うものをいいます。
- 協会加入から概ね6か月を経過した43会員に対し、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を行いました。

個別(新規)書類監査	7月実施	11月実施	2月実施	計
対象会員	15 会員	14 会員	14 会員	43 会員
指摘事項のある会員	2 会員	2 会員	3 会員	7 会員
指摘件数	5 件	4 件	8 件	17 件

- 上記の他、1会員に対し、システムリスク管理態勢の整備状況を確認する書類監査を行った結果、指摘事項はありませんでした。

(3) 指摘内容

法令等	指摘の概要	令和4年度 指摘件数		
		定期書類監査	個別書類監査	
貸金業法	貸金 6条(令3条の2)	貸金業者の最低純資産額	1	—
	貸金 41条の37	加入指定信用情報機関の商号等の公表	0	2
	監Ⅱ-1(1)④	反社会的勢力に対する基本方針の公表	0	2
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関するデータベースの構築	1	4
	監Ⅱ-2-11(1)②ロb	連帯保証人への説明(催告・検索の抗弁他)	0	1
	監Ⅱ-2-11(1)②ロb	経営者保証ガイドラインに基づく説明	0	1
	監Ⅱ-2-13-1(1)①ロb ii)	顧客の借入れ意思の確認	0	1
	貸金業法 計		2	11
自主規制基本規則	自主 11条	個人情報保護法改正(令和4年4月)に伴う社内規則の見直し	4	—
	自主 24条	保証契約締結前書面の契約締結「前日」までの交付	2	—
	個別5. 3条2項(後注2)	本人確認書類の適切な取扱い (医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号のマスキング)	1	0
	自主規制基本規則 計		7	0
その他法令	犯収 4条4項	取引時確認～代表者等についての本人特定事項の確認	—	1
	犯収 8条	疑わしい取引の届出態勢	0	2
	金融分野G 2条3項、6条2項	個人情報の取得～利用目的の明示と本人の同意取得	0	1
	金融分野G 20条1項	個人情報保護宣言の公表	0	2
	その他法令 計		0	6
総 計		9	17	

*「—」は点検項目になし

- ※ 貸金：貸金業法 自主：自主規制基本規則 犯収：犯罪収益移転防止法
 令：貸金業法施行令 個別：社内規則策定ガイドライン 金融分野G：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
 監：貸金業者向けの総合的な監督指針

(ご参考) 主な指摘事項にかかる点検内容

【反社会的勢力による被害の防止】(定期書類監査 点検11、個別書類監査 点検12)

- ・ 反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。
 1. 構築している
 2. 構築していない

【社内規則の見直し】(定期書類監査 点検16)

- ・ 社内規則について、令和4年4月の個人情報保護法の改正を踏まえた見直しを行いましたか。
 1. 行った
 2. 行っていない

3.「書類監査に関するアンケート」の結果

- 書類監査は、会員自身による内部管理態勢の整備・充実を補強することを主な目的として継続実施していますが、将来の書類監査の方向性を確認させていただくため、アンケートを実施しました。
- アンケートについては、定期書類監査(令和4年度)を受けた288会員からの回答となります。

〈問1〉 書類監査の実施について、回答ください。【いずれか1つに○】

(n=288/単位:件)

① 現行のままで継続を希望	② 中止または廃止を希望	③ 時期、頻度等を見直し継続	④ どちらでもない
218	25	19	26
75.7%	8.7%	6.6%	9.0%

〈問2〉 書類監査の実施時期の希望について、回答ください。【いずれか1つに○】

(n=286/単位:件)

① 現行の時期(1月～2月)	② 実施時期を変更(7月～8月)	③ 実施時期を変更(10月～11月)	④ 協会の希望する時期
200	22	13	51
69.9%	7.7%	4.5%	17.8%

〈問3〉 書類監査の実施頻度の希望について、回答ください。【いずれか1つに○】

(n=286/単位:件)

① 3年毎に1回(現行)	② 毎年実施(頻度を増やす)	③ 協会の希望で実施	④ 協会の都合で実施でよい
237	3	24	22
82.9%	1.0%	8.4%	7.7%

〈問4〉 書類監査の設問のボリューム(量)について、回答ください。【いずれか1つに○】

(n=287/単位:件)

① 適切	② (設問数が多い)	③ (設問数が少ない)	④ どちらでもない
225	47	0	15
78.4%	16.4%	0.0%	5.2%

〈問5〉 書類監査のクオリティ(質)について、回答ください。【いずれか1つに○】

(n=287/単位:件)

① 満足	② 普通	③ 不満	④ どちらでもない
158	110	2	17
55.1%	38.3%	0.7%	5.9%

〈問6〉 書類監査の範囲について、回答ください。【当てはまるもの全てに○(複数回答可)】

(n=287/単位:件)

① 現行の範囲のまま	② 社内規則等の点検を追加	③ 法定書面の点検を追加	④ その他
275	12	7	7
95.8%	4.2%	2.4%	2.4%

〈アンケート結果の概要〉

- 〈問1〉 書類監査の継続実施では、「現行のままで継続を希望」が75.7%(前回72.4%)と最も多く、次に「どちらでもない」が9.0%であった。書類監査の継続実施を82.3%(前回80.4%)が希望していた。
- 〈問2〉 書類監査の実施時期では、「現行の時期」が69.9%(前回64.2%)となり、次いで「協会の希望する時期」が17.8%(前回17.4%)であった。
- 〈問3〉 書類監査の実施頻度は、「3年毎に1回(現行)」が82.9%と前回(78.3%)同様に最も多かった。
- 〈問4〉 書類監査の設問数は、「適切」が78.4%(前回73.3%)と最も多く、次いで「多い」が16.4%であった。
- 〈問5〉 書類監査のクオリティ(質)は、「満足」が55.1%(前回51.4%)、次いで「普通」が38.3%(前回36.7%)であった。
- 〈問6〉 書類監査の範囲は、「現行の範囲のまま(報告書のみ)」が95.8%(前回90.3%)と最も多かった。

令和5年度監査計画について

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和5年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

《監査方針》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

特に成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況については、引き続き金融当局と緊密な連携を図り確認する。

- (1) 法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況(第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む)
- (2) 成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況
- (3) 利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- (4) システムリスク管理態勢の整備状況
- (5) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

2. 監査対象協会員等

(1) 実地監査

監査対象先は、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員について選定のうえ効率的・効果的な監査を実施する。

(2) 書類監査

令和5年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度(令和6年度)に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和5年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

以上

【参考】

◎令和5年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む)
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等にかかる制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止(個人情報情報の提供等を含む)
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等(証明書の携帯等を含む)
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢
21. 非営利特例対象法人

※下線 … 本年度の監査の重点事項に係る監査項目

《 お問合せ先 》

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028